介護老人福祉施設（ショートステイを含む）負担額の軽減制度

① 負担額の段階設定

居住費と食費の負担額は、過重な負担とならないよう課税状況や年金収入の状況に応じて４段階に区分されており、第１段階から第３段階までの方は、下表のように申請により減額されます。

介護保険施設における段階区分別負担限度額　　（　　）は月額概数

段階区分			利用料負担段階	居住費 ユニット型個室	食費
市町村民税	世帯課税者		第４段階	2,134円／日 (64,020円)	１，９００円/日(57,000円)
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	第３段階②	1,470円／日 (4,4100円)	１，４２０円/日(42,600円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下	第３段階①	1,370円／日 (4,1100円)	６８０円/日(20,400円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	第２段階	880円／日(26,400円)	３９０円/日(11,700円)
		老齢福祉年金受給者	第１段階	880円／日(26,400円)	３００円/日(9,000円)
生活保護受給者等					

※１～３段階の方については、上記の条件に加え、預貯金等の額が以下の通りに変わります。
第２段階…単身 650 万円以下（夫婦の場合 1,650 万円以下）
第３段階①…単身 550 万円以下（夫婦の場合 1,550 万円以下）
第３段階②…単身 500 万円以下（夫婦の場合 1,500 万円以下）

② 高額介護サービス費の支給

１か月の介護サービスの自己負担の合計額が所得に応じ一定の上限額を超えた場合には、超えた分が払い戻されます。

所得区分	上限額
市町村民税課税～課税所得 690 万円（年収約 1160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収 1160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（世帯）

ご利用料金の目安　　（令和８年８月１日より適用）

ご入居者の費用負担＝介護サービス費の自己負担分（1～3 割）＋居住費＋食費＋介護報酬外費用　となります。

＜介護度別の基本料金＞１月３０日として計算（利用料の自己負担分＋居住費＋食費）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第１段階	60,898 円～	63,187 円～	65,640 円～	67,962 円～	70,218 円～
第２段階	63,598 円～	65.887 円～	68,340 円～	70,662 円～	72,918 円～
第３段階①	86,998 円～	89,287 円～	91,740 円～	94,062 円～	96,318 円～
第３段階②	112,198 円～	114,487 円～	116,940 円～	119,262 円～	121,518 円～
第４段階（１割）	146,518 円～	148,807 円～	151,260 円～	153,582 円～	155,838 円～
第４段階（２割）	172,017 円～	176,595 円～	181,500 円～	186,143 円～	190,656 円～
第４段階（３割）	197,515 円～	204,382 円～	211,740 円～	218,705 円～	225,474 円～

※ご利用者により個別加算の算定が異なる場合には、介護サービス費に若干の差異が生じます。
※上記金額に、処遇改善加算分と介護報酬外費用が加算された金額がご請求金額の目安となります。

※上記金額のほか、希望される方には介護報酬外費用が別途追加され、ご請求金額となります。

理美容代(カットの場合)	２，８６０円/回
日常費用支払代行	１，０００円/月
日用品費（A，B，C）１０５円または４５円/日	
おやつ代	８０円/日

上記(日用品１０５円/日含む)をご利用された場合・・・３０日の場合、８，７４０円
その他、外来費・薬代等が自己負担となります。